

午前9時59分 開会

○議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付してありますとおり議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告をお願いいたします。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・乙咩千代子君登壇）

○観光経済委員会副委員長（乙咩千代子君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告をさせていただきます。

観光経済委員会は、去る6月9日の本会議において付託を受けました議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）の観光まちづくり課関係部分につきまして、6月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当局より、観光客誘致・受け入れに要する経費の追加額として、8月11日に福岡ヤフードームで開催される福岡ソフトバンクホークス対東北楽天ゴールデンイーグルス戦における日田市と共同実施の福岡宣伝事業負担金及びことし10月全国ロードショーの映画「釣りバカ日誌19」大分・佐伯ロケ支援委員会負担金を計上するものとの説明がなされました。

委員より、フィルムコミッションに関し、より有効な観光PR方法の確立や専門部署、スタッフの配置を検討すべきではないか等の意見や要望がなされ、当局より、フィルムコミッション専門部署を設置することも検討しながら、当面は映画、テレビ撮影等の申し入れに対して観光まちづくり課が積極的に受け入れていく姿勢で取り組んでいるとの答弁がなされました。

また、まちづくり支援に要する経費の追加額では、地域活性化に貢献する事業等に交付されるコミュニティ助成金及び長寿社会づくりソフト事業費交付金を計上、また、スマートインターチェンジ普及促進に要する経費では、九州横断自動車道・別府湾サービスエリアにおける「別府湾スマートインターチェンジ社会実験」の実施に伴う広報宣伝、案内板整備に関する経費を計上したものであるとの説明がなされました。

以上、当委員会が所管する予算議案については、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果に関する報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 厚生消防委員会委員長。

（厚生消防委員会委員長・長野恭紘君登壇）

○厚生消防委員会委員長（長野恭紘君） 厚生消防委員会は、去る6月9日の本会議において付託を受けました議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分外5件につきまして、6月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分について御報告いたします。

まず、社会福祉課関係であります。

当局より、被保護世帯の家計収支等の実態を把握することにより、生活保護制度の運営等に必要な基礎資料を得ることを目的とした「社会保障生計調査」の調査委託に係る経費を計上、また、それに伴う県の委託金を計上している等の説明を受け、これを了といたし

ました。

次に、保健医療課関係であります。

防衛省共済組合所管の別府保養所「スパシオン別府」の位置に予定しております「別府市地域保健センター（仮称）」の設置に伴う、不動産鑑定評価手数料及び空調機等設備調査委託料等を計上したものであるとの当局説明がなされ、「別府市地域保健センター（仮称）」の駐車場等に関する質疑がなされましたが、当局説明を了とした次第であります。

以上の審議を経て、最終的に議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第44号平成20年度別府市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、平成19年度老人保健特別会計の精算に伴い、支払基金手数料交付金の超過額分を交付金額確定後に返納するため、精算返還金の追加額として歳入、歳出ともに計上したものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号別府市手数料条例の一部改正については、「戸籍法の一部を改正する法律」が本年5月1日より施行され、現行の戸籍法が変更したことにより、新設された法第126条の規定に基づく事務につき手数料を徴収ことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第46号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、内蔵保育所の建てかえに当たり、その間、近隣の民有地を借り上げ、保育を行うことに伴い条例を改正するものであり、今後のスケジュール等について詳細な説明を受け、これを適切受当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第47号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、消防団員の公務災害補償における補償基礎額のうち配偶者以外の扶養親族に係る加算額を本年4月1日から国の基準額が引き上げられたことに伴い、改めようとするものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第51号市長専決処分については、平成19年度老人医療費に係る支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金に歳入不足が生じたため、平成20年度同事業歳入予算から繰り上げ充用を行ったものであるとの当局説明を受け、これを適切受当と認め、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・松川章三君登壇）

○建設水道委員会副委員長（松川章三君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から報告させていただきます。

建設水道委員会は、去る6月9日の本会議において付託を受けました議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分について、6月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

本件は、昨年12月に国土交通省において採択されました、「別府湾スマートインターチェンジ社会実験」に伴う別府湾サービスエリアスマートインターチェンジへのアクセス標識板の市費単独の設置工事であり、関の江平道線のスパランド豊海の分岐点を初めとし

て、6カ所に誘導標識板及び補助板を設置するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、標識板の設置機関及び標識板の表記について質疑がなされ、設置機関については国道は国土交通省が、県道については大分県が行い、さらには、別府湾サービスエリア内は西日本高速道路株式会社が、それぞれ設置する等の旨、答弁がなされた次第であります。

また、標識板の表記については、高速道路を利用しない車両も通行することから、誤解を生じることのないように、表記の改善及び外国人に配慮した標識板の設置並びにETCの今後の普及について、要望がなされたものであります。

最終的には、6カ月間の社会実験終了後、各種の団体等から成る「別府湾スマートインターチェンジ社会実験協議会」において、社会実験期間中に行う利用者アンケート調査などに基づき、本格的な導入に向け問題点等があれば改善するとの当局説明を了とし、議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）道路河川課関係部分については、全員一致により原案のとおり可決したものであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・黒木愛一郎君登壇）

○総務文教委員会副委員長（黒木愛一郎君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る6月9日の本会議において付託を受けました議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）総務文教委員会関係部分外7件について、6月16日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）総務文教委員会関係部分について報告いたします。

まず政策推進課関係では、今回の、総務費から教育費までの補正予算計上に伴い国・県支出金、その他の特定財源を除く所要一般財源の財源調整として予備費を減額したものであるとの当局説明がなされました。

続いて、自治振興課関係では、地域防災に要する経費の追加額について、別府市連合防災協議会が、災害発生時及び防災訓練に使用のため、財団法人自治総合センターに自主防災組織育成助成事業として、トランシーバーの購入申請をし決定を受けたことに伴い、全額助成であるコミュニティー助成金の歳入とともに計上したものであるとの当局説明がなされた次第であります。

続きまして、選挙管理委員会関係については、平成21年5月21日から開始される裁判員制度を控えて、裁判員法の制定に伴い地方自治法が改正され、市町村の選挙管理委員会が候補者予定者名簿作成等の事務を担当することとなり、この名簿作成の負担を軽減するための支援プログラムが各市町村に配布されるため、既存の住民基本台帳システムを支援プログラムに適合させる改修をするための国庫補助金とシステム改修委託料であるとの当局説明がなされました。

続いて、生涯学習課関係では、社会教育活動に要する経費の追加額について、鶴見校区子供育成会が組織している「みやび子供太鼓」が行う伝統芸能継承活動用具整備に対して、コミュニティー助成金の助成決定を受け、歳入とともに計上するものであるとの当局説明がなされた次第であります。

以上の経過を踏まえ、議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、議第48号工事請負契約の締結についてであります。

当局より、平成20年5月14日に締結した青山中学校北教室棟の耐震・大規模改修工事の予定価格が1億5,000万円を超えることから、条例の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明を受け、これに対し委員より、小・中一貫、または中・高一貫教育を視野に入れての計画をすべきであり、子どもたちにとって快適で、これまで以上に学習意欲が増すような教育環境づくりに向け、絶えず研究を続けてほしいとの意見がなされたところでありますが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第52号市長専決処分についてであります。

当局より、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「別府市税条例の一部を改正する条例」について、主要な部分となる個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に関する詳細なる説明を受け、委員より、平成21年10月から実施される本制度の導入に当たっては、対象者を含む市民に対する広報について、特にわかりやすい形で十分に行うなど、市民の混乱を招かないように適切な対処をお願いしたいとの要望がなされました。また、納税者の利便性を考慮するならば口座引き落としでもよいのでは等の意見がなされたところでありますが、採決の結果、賛成者多数で承認すべきものと決定いたしました。

最後に、議第49号及び議第50号、議第53号、議第54号、議第55号、以上5件の市長専決処分議案については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案8件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（18番・野田紀子君登壇）

○18番（野田紀子君） 私は、日本共産党を代表して、議第52号専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論をいたします。

この議案の第47条の2、3、4、5、6は、年金から住民税を天引きしようとするもので、反対です。4月から始まった後期高齢者医療制度に対する大きな怒り、不満の原因の一つは、保険料を年金から天引きされることにあります。今回の議案は、その特別徴収、年金からの天引きを介護保険料、国保税あるいは後期高齢者保険料に加えて住民税にも適用しようとするものです。65歳以上で月1万5,000円、年間18万円以上の年金があれば天引きされ、別府市では約5,600人が対象とされます。65歳以上の年金受給者の納税に特別徴収を強制するのは、年齢による差別であって、後期高齢者医療制度と同様でございます。特別徴収に納税者の利便性も言われますが、口座引き落としなどで利便性は確保することができます。特別徴収は、徴収する側にとって便利がいいのであって、納税者に配慮されているものではありません。今回改正の地方税法321条の7の2の最後に、「特別徴収は、当該市町村内に特別徴収すべき対象者が少ないこと、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適切でない」と認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる」となっています。法律で決められたけれども、市で特別徴収しないこともできるということです。

したがって、議第52号に反対です。議員の皆さんの御賛同をお願いいたしまして、討

論を終わります。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第52号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定をいたしました。

次に、議第43号平成20年度別府市一般会計補正予算（第1号）から、議第48号工事請負契約の締結についてまで、以上6件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上の6件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第49号市長専決処分についてから、議第51号市長専決処分についてまで、及び議第53号市長専決処分についてから、議第55号市長専決処分についてまでの以上6件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上6件については、各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件は各委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に日程第2により、所管事務調査の件を議題といたします。

観光経済委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について、御報告をお願いいたします。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

○観光経済委員会委員長（吉富英三郎君） 観光経済委員会は、去る6月16日の委員会において、「観光まちづくり課関係所管事務」について、地方自治法第109条第4項の規定に基づき所管事務調査を実施いたしましたので、御報告申し上げます。

冒頭、一般質問において取り上げられた、別府駅観光案内所特別会計決算に関する旅費交通費等について当局に説明を求めたところ、この会計決算については、適正な処理であったとの考えが示されました。

委員より、今回の問題は、市の補助金等交付規則に関する補助金の適正執行に対する認識の甘さを指摘する意見のほか、市当局の今後の対応はどのように考えているのかという意見、さらに他の補助金、負担金についても調査が必要であり、当委員会へ関連資料等を提供してほしいといった要望等がなされました。

最終的に、当局から、別府市観光協会及び同協会に事務局を置く各協議会、団体に対する10事業の補助金、負担金について平成18年度、19年度の2カ年分を別府市補助金等交付規則第13条の規定に基づき当局において調査した上で、調査結果を報告いたしたい。また、必要があれば地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査委員へ監査の要求をさせていただくとの答弁がなされたことを考慮し、当委員会においてさらなる精査が必要との判断から、採決の結果、全員異議なく閉会中も引き続き調査に付することと決定

した次第であります。

以上で、当委員会において調査をいたしました所管事務調査に関する経過と報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（山本一成君） 以上で、委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告は、現在委員会において調査中の観光まちづくり課所管事務については、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き調査に付したいとの報告であります。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり閉会中も引き続き調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長報告のとおり閉会中も引き続き調査に付することに決定をいたしました。

次に日程第3により、議第56号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第56号は、本市副市長に友永哲男氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○26番（泉 武弘君） 市長、最初にちょっとお礼を申し上げたいと思うのですが、市庁舎の正面駐車場ですね、これは市長は余り利用されないからわからないのですが、雨降りはもう歩行困難なぐらい水たまりができるのですよ。きのう、財産活用課と公園課の皆さんが、あの雨降りの中で土砂の除去をさせていただいたのですね。けさ、歩いていると本当に歩きやすいのです。こういうふう積極的に取り組んでいただいたことに、まずお礼を申し上げてから、この人事案件に入りたいと思います。

56号の友永哲男さんの経歴の中に、「20年3月別府市退職」となっていますが、この後、友永さんは自由の身でいろいろな仕事をしてなかったというふうに理解をしていいのですか。まず、これから御答弁ください。

○総務部長（中野義幸君） お答えいたします。

大変申しわけありません。経歴でございますけれども、平成20年4月から、別府市社会福祉協議会常務理事に就任いたしております。おわび申し上げます。

○26番（泉 武弘君） おわびというような、簡単な問題ではないと思うのですよ。別府市のナンバーワンを議会に同意を求める。この中の経歴に20年以降の、しかも社会福祉協議会の常務理事という立場なのでしょう。この分が欠落していた。これは人事提案としてはお粗末すぎますよ。個人のプロフィールについて欠落がある。このこと自体、市長ね、あなた方はやっぱりたがが緩んでいる。余りにもお粗末すぎる。このことだけ指摘しておきます。

そこで、お尋ねしますけれども、私は、友永さん個人についてずっと25年間見ているから、友永さん個人についての異論は持ってありませんが、手続き上の問題でこれで果

たしていいのだろうかという懸念を持っています。友永さんを市長が副市長に選任しようと決意したのはいつですか。

○総務部長（中野義幸君） 今回の副市長選任につきましては、突然の林副市長の辞任による副市長の空白というものをできるだけ速やかに埋めることによりまして、市政の停滞を招かないということを第一に考えた結果、これまでの友永氏の経験豊かな行政手腕を考慮しまして、林副市長の後任にお願いするものでございます。

○26番（泉 武弘君） 部長、何を慌てているの。僕は、「いつ決定したのですか」と聞いておる。僕は先ほど言ったでしょう、友永さんについては僕は異論を持っていないと。ずっと友永さんが退職まで頑張ってきたのを僕はずっと見て、評価もしている。だけれども、先ほど言ったように社協の常務理事という立場だったのでしょうか。その人を提案するのですから、それなりの手順を踏まなければいけないわけでしょう。だから、いつ友永さんを副市長に推薦しようというのを市長が決定したのですかとお聞きしているわけです。

○総務部長（中野義幸君） 林副市長の辞表が出た後、協議した結果、こういう形になったというふうに考えております。（「いつなのですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山本一成君） 辞表がいつ出たのかと。

○総務部長（中野義幸君） 辞表につきましては、6月5日付ということでございます。（発言する者あり）6月5日付の辞表でございます。

○26番（泉 武弘君） 6月5日に辞表を出した。そしていろいろな選考をしたわけでしょう。友永さんに決定したのはいつですか。

○総務部長（中野義幸君） 友永部長ということになりましたことにつきましては、今月の中旬だったというふうに理解いたしております。

○26番（泉 武弘君） 6月5日に辞表が出て、先月の中旬に決めたのですか。

○議長（山本一成君） 今月。

○26番（泉 武弘君） 今月の中旬とはいつ。今が中旬ですけども、いつですか。僕がお伺いしているのは、社協の方の退任手続きも必要になるわけでしょう。そういう大事な問題があとにあるのですよ。だから僕は明確に、何日に決定して本人に伝えた……。

では、お伺いします。友永さんに副市長就任の意向を打診したのは何日ですか。

○総務部長（中野義幸君） 6月10日以降であろうと考えております。10日以降でございます。

○26番（泉 武弘君） あなたがうちに見えたのは18日ですよ、人事案件についての問題で。そうしますと、6月10日以降ということですが、友永さんに仮に6月10日に副市長就任を打診した。そして友永さんから返事もらったのは、いつですか。

○総務部長（中野義幸君） 6月12日ぐらいだったと思います。

○26番（泉 武弘君） 友永さんが退任をするに当たって、社会福祉協議会の理事会はいつ開かれたのですか。

○総務部長（中野義幸君） 別府市の一方的な都合によりまして、今回の人事となったということにつきましては、社会福祉協議会に対しまして、大変申しわけなく思っております。先日、市長の命を受けまして、今回の人事につきましては、社会福祉協議会の橋本副会長に御説明をし、またおわびもし、御了承していただきました。理事会につきましては、今月の下旬あたりに開くというようなお話でございました。

○26番（泉 武弘君） 市長、あなたが社会福祉協議会の理事長ですね。橋本副会長に了解を得た。友永さんは、いつの理事会に出て皆さん方の了解を得たのですか。常務理事に就任したわけ、選任を受けたわけでしょう。この理事会はいつだったのですか。それが一つ。

それから、友永さんを社協の理事会で同意を与えたのか承認をしたのかわかりませんが、そこらの手続きを経なくて、今、部長の話では「別府市の都合により」と。そんな簡単なことができるのですか。そこら、理事長として答弁してください。

○総務部長（中野義幸君） 退任につきましては、今月の、来週あたりの結局、理事会が開催された中で承認していただくということでございます。

○26番（泉 武弘君） 僕は、きょうは余り言葉厳しく言いたくなかったのですが、部長、あなたは答弁しているのがおかしいと思わない。議会にきょう提案したわけでしょう。きょう、同意を求めらるわけでしょう。それでは、まだ友永さんはずっと常務理事でいくのですか。社会福祉協議会には、こういう意向は伝えてないのですか。橋本副会長だけの同意でいいのですか。友永さんは、社会福祉協議会の常務理事として職員を前にあいさつしたわけでしょう、就任のあいさつを。違うのですか。そういう手続きはいいのですか。

○総務部長（中野義幸君） 友永常務理事の身分につきましては、まだ現在、確かに常務理事ということでございます。ただ、やはりこの副市長選任の人事というものを議決いただいた後、やはり社協の理事会を開きまして、そこにおいて決定するという手順が一番ベストではないかと考えております。

○26番（泉 武弘君） では、この人事案件は、条件つき人事案件ということですか。社協の理事会で承認されなかったら、こっちが承認しても無理だということですね。そうでしょう。議会が同意を与えて、事後に理事会を開くわけですね、今月末に。そこで承認されなかったら、この人事案件は流れるということですか。別府市のナンバーツーの承認を求めようという提案に、そんなずさんなやり方をするのですか。

それと市長、僕が一番心配しているのは、社協というのは御存じのように香典返しが二千四、五百万、それから別府市が補助をやっている、こういう、そして多くのボランティアに支えられている団体なのですよ。今、部長が答弁したのは、別府市の都合によって今回友永さんを副市長に、社協の常務理事である友永さんを副市長に。別府市の都合によってそんな人事をいじることができるのですか。これは社協軽視と見られても仕方ないのではないですか。私は、やっぱり市長が理事長ですから、緊急理事会でも開いて、別府市の副市長の欠員が生じた、については友永さんを別府市に受け入れたい、理事会の意見を聞きたい、この手順を踏まなければ人事の手続きとしてお粗末だと言われても仕方ないと思うのですよ。議会が承認した、理事会は後回し。友永さんは、4月になって自分の抱負を述べ、自分が常務理事として毎日行っている。ある日突然、常務理事に穴があいてしまう。こんなことでいいのですか、本当に。

厳しく言わせてもらうならば、人事の提案の「イロハのイ」を間違っている。特に市長、僕が心配しているのは、多くの皆さん方が心の傷がいえないうちの香典返しをしている団体でしょう。その理事長にかわって実務を仕切る常務理事を、別府市の都合で理事会の承認を得なくて抜くということは、私は今後大きな禍根を残すような気がしてならないのですよ。その点は危惧されませんか。どうですか。

○総務部長（中野義幸君） 先ほども申し上げましたが、友永常務理事につきましては、6月30日までは社協に勤務する、その後の後任の人事、常務理事につきましては、来週の理事会におきまして決めるということで、社協としましても、橋本副会長の話でも、できるだけ空白をつくらないというようなことで対処したいというようなお話もございました。そういうような形で、市としても側面から十分協力していきたいと考えております。

○26番（泉 武弘君） もうこれ以上言っても仕方ないけれども、林副市長が退任を決意して辞意をもらした。それからかなりの時間が経過しているわけでしょう、きょう、初めて知りましたけれども、もしその中で友永さんが適任ということで、社協の理事から副



市長という立場に別府市が要請するのであれば、やはりしかるべき手順を経てなければいけないと思うのですよ。これは、今回のこの人事提案の経歴書、経歴書の中に3月以降が空白になっている。こんなことは余りにもお粗末すぎるよ。やっぱり今の浜田市政を見てみると、たがが緩んでいる。市長を補佐すべきナンバーツーを提案するのに、経歴の中で実際に経歴に載せなければいけない部分が落ちている。こんなことは僕は、恐らく議員25年になるが初めてだと思いますよ、こんな人事の提案の仕方は。

ただ、先ほど言いましたように、友永さんについては僕は評価していますので、反対する気持ちはありませんけれども、ただ、今回の提案のあり方というのは厳しく指摘しておきます。

○議長（山本一成君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の議第56号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の議第56号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

○14番（平野文活君） 日本共産党を代表して、反対討論を行います。

別府市は、これまで行政改革と称して正規職員を大量に非正規職員と置きかえ、また民営化などにより各種の公共サービスを民間の低賃金労働者に担わせております。その一方で、管理部門を肥大化させるなど矛盾した政策を進めています。真の行政改革とは、無駄を排し、市民生活に密着した部署に職員を厚く配置し、市民に対する奉仕者としての意識改革を進めることであり、我が党は、この立場からこれまでも副市長は2人も要らないと主張してまいりました。

したがって、今回の副市長選任には反対であることを表明して、討論を終わります。議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

上程中の議第56号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました友永哲男君からあいさつがありますので、これを許可いたします。

〔副市長就任あいさつ〕

○新副市長（友永哲男君） 一言、お礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

ただいま、御同意をいただきましたことに対して、心より感謝を申し上げる次第でございます。今後につきましては、時勢の変化に従いまして、そのときに一番適した方法を取りながら、市勢発展のために市長を補佐する所存でございます。

議員の皆さん方におきましては、今後とも御指導・御鞭撻のほどを、どうぞよろしくお

願いいたします。

甚だ簡単でございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

次に日程第4により、議第57号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第59号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第57号、議第58号及び議第59号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員として、松本洋子氏、高山進氏及び佐藤靖彦氏を選任いたしたいので、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第57号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第58号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第58号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第59号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第5により、議第60号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第60号は、本市監査委員に櫻井美也子氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第60号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第6により、議第61号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第62号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第61号及び議第62号は、本市固定資産評価審査委員会委員に、安部朝男氏及び高橋進氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第61号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第62号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第7により、議第63号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第63号は、本市職員懲戒審査委員会委員に中野義幸氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第63号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第63号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第8により、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第66号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上3件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第64号、議第65号及び議第66号は、人権擁護委員として藤井久子氏、池部光氏及び早野伸氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第64号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第64号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第65号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第65号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第66号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第9により、報告第4号平成19年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第12号寄附受納についてまで、以上9件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○副市長（松丸幸太郎君） 御報告いたします。

報告第4号は、平成19年度別府市一般会計補正予算（第1号）、（第4号）及び（第6号）において、繰越明許費として議決をいただきました田園自然環境保全整備事業外6事業について、報告第5号は、平成19年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）において、繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第6号は、平成19年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであります。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定に基づき、施設拡張改良事業外3事業及び給水費につきまして、これらの事業に係る予算を平成20年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第7号から報告第10号までの4件は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

報告第7号は、別府市土地開発公社の平成19年度決算書の提出についてであります。

別府市と連携のもと、経費節減等効率的な経営に努めながら保有用地の処分事業等を推進してまいりましたが、公有地先行取得事業及び公有地処分事業はなく、土地造成処分事業につきましても、現在の経済環境の中、誘致が厳しい状況であったとの報告でございます。

報告第8号は、財団法人別府市総合振興センターの平成19年度事業収支報告書及び平成20年度事業収支計画書の提出についてであります。

平成19年度は、独自事業の温泉給湯事業や北浜海岸駐車場事業のほか指定管理者事業として野口原及び実相寺のスポーツ施設や湯都ピア浜脇の運営管理等、合計12の事業を

実施いたしました。赤字体質から脱却し健全経営を目指すため、平成18年度から3カ年計画で経営改善プランをスタートさせ、経営基盤の強化に取り組んでいる最中ではありますが、平成18年度に続き2期連続の黒字決算となりました。平成20年度も、独自事業並びに指定管理者事業の計12事業の運営を実施するとの報告でございます。

報告第9号は、財団法人別府商業観光開発公社の平成19年度経営状況報告書及び平成20年度事業計画書の提出であります。

平成10年10月にコスモピアを経営譲渡し、以降は借入金の返済業務を行っております。平成20年度事業計画も、長期借入金の償還事務を行うとの報告でございます。

報告第10号は、財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成19年度事業報告書及び平成20年度事業計画書の提出についてであります。

平成19年度は、事業所数642社、会員数2,074名を確保し、平成16年度及び平成17年度に発生した未払い金は解消しました。平成20年度については、設立10周年を迎えることから、事業の見直しを行い、新規事業を計画したとの報告でございます。

報告第11号は、市道上における自動車損傷事故外2件の和解及び損害賠償の額の確定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第12号は、寄附受納の報告であります。

商工関係、道路河川関係及び教育関係において御寄附をいただいております。詳細はお手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

以上9件について、御報告を申し上げます。

○議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上9件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承をお願いいたします。

次に日程第10により、議員提出議案第9号地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書から、議員提出議案第11号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書まで、以上3件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（8番・市原隆生君登壇）

○8番（市原隆生君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20世紀の間に地球の平均気温は0.6度上昇し、我が国の平均気温も1度上昇した。最悪の場合、2100年には（18世紀の産業革命以前と比較して）6.4度気温が上がり、88センチ海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることはだれの目にも明らかである。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところである。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリード

するとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待たない。

こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と定め、国民が地球温暖化防止のために、CO<sub>2</sub>の削減など、具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及促進を図るよう、政府に対して下記の事項について強く要請するものである。

#### 記

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言し、CO<sub>2</sub>削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及促進に努めること。
- 2 当日は、CO<sub>2</sub>削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。
- 3 クールビズやウォームビズについては認知度を高めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。
- 4 「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民的運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。
- 5 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

別府市議会

内閣総理大臣

環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（11番・猿渡久子君登壇）

○11番（猿渡久子君） 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

米価の安定対策を求める意見書

昨年の米価は、再生産が危ぶまれる異常な水準まで暴落しました。政府も「緊急対策」を打ち出すところとなり、米価は下げ止まりました。しかし、この「緊急対策」だけで生産者が安心して米を生産し、国民に安定的供給を保障できるものではありません。政府は、「米価の下落は、米の過剰作付けにある」とし、今年度、飯米農家を含む全稲作農家を対象に10万ヘクタールの生産調整の拡大を打ち出し、ペナルティを復活させて推進しているため、深刻な不安が広がっています。

国際的な穀物相場の高騰は、原油価格の高騰とも相まって農家のみならず、国民生活に重大な影響をあたえています。「安全・安心の食を担保したい」、「食料自給率39%の日本の農業、このままでいいか」の世論がかつてなく高まっています。依然として米は大分県農業の基幹作物です。米の安定供給と食料自給率の向上は急務であり、抜本的な米価安定対策が不可欠です。

よって政府においては、下記の事項については格段の配慮をされるよう強く要望します。

#### 記

- 1 生産調整については、農家の意向を尊重して、自給率の低い作物の生産拡大に役立つ施策など、農家を支援する誘導策に転換すること。
- 2 生産調整の実効性をなくす政府備蓄米の主食用売却の棚上げを4月以降も継続すること。
- 3 政府備蓄米は生産費を下回らない水準で買い上げ、備蓄水準を拡大すること。
- 4 備蓄の役割を終えた古米は、主食以外の用途に振り向けるシステムに変更すること。
- 5 米価引き下げ要因になっている輸入米の数量を大幅に削減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

#### 別府市議会

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第11号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・原田孝司君登壇）

○3番（原田孝司君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。



## 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

2006年6月の医療制度改革関連法の成立により、この4月から、「後期高齢者医療制度」が実施されている。同制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある者を、他の保険から切り離れた医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

同制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには、他の世代とは異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねない等、様々な問題点がある。同制度の実施が、高齢者の健康と暮らしに、重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。また、市町村の財政的負担が多くなることも危惧されている。

よって、国においては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収に関する時限的な措置にとどまらず、同制度を廃止し、一旦老人保健制度に戻すことを強く要請する。また、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に日程第11により、別府市農業委員会委員の推薦を行います。

（推薦予定者除斥）

○議長（山本一成君） 本件に関しましては、昨年（平成19年）の第2回市議会定例会において本市議会が推薦いたしました農業委員会委員であります、

23番 三ヶ尻 正 友 君

25番 河 野 数 則 君

以上の2名の方々が、平成20年7月19日をもって任期満了となるため、市長より議長あてに後任者の推薦依頼がありました。よって、この際、本市議会が推薦した委員の方々が、平成20年7月19日付で任期満了となることから、後任者の推薦を行いたいと思

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、別府市農業委員会委員の後任者の推薦を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

後任者2名の人選方法につきましては、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、人選の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

別府市農業委員会委員の後任として、

24番 江藤勝彦君

28番 浜野弘君

以上2名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました2名の方々を別府市農業委員会委員の後任として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名の方々を後任の別府市農業委員会委員に推薦することに決定をいたしました。

（除斥者入場）

○議長（山本一成君） 次に日程第12により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。

ここで、このたび副市長を退任されることになりました林副市長に対し、市議会を代表しまして、一言お礼を申し上げます。

林副市長におかれましては、市の要職を歴任され、平成17年3月に市議会事務局長を

最後に市職員を退職、その後、長年にわたり積み重ねてこられた豊富な行政経験を生かされ、同年4月に収入役、さらに平成18年7月から別府市助役に就任されました。その後におかれましては、副市長として浜田市長を補佐し、その重責を存分に全うされるとともに、市職員の指導・育成に努められたことに対し、衷心より敬意を表する次第であります。

最後に、今後とも市勢発展のためお力添えをいただきますとともに、なお一層御多幸・御健康でありますように心からお祈りを申し上げます、意は尽くせませんが、お礼の言葉といたします。（拍手）

ここで、このたび退任されることになりました林副市長からごあいさつがありますので、お願いを申し上げます。

〔副市長退任あいさつ〕

○副市長（林 慎一君） ただいまは、山本議長より過分なるねぎらいのお言葉をいただきまして、まことにありがとうございました。また、貴重な本会議のお時間をちょうだいいたしまして、一言、退任のあいさつを申し上げます。

私、このたび、市長の御了解をいただきまして、今月末をもちまして副市長を退任させていただくことになりました。

昭和46年、別府市に奉職し、浜田市長のもと、地方自治法の改正による最後の収入役、最後の助役、そして最初の副市長という大変光栄な職につかせていただきました。これも議員の皆様のお同意をいただく中でのものがございます。浜田市長を初め議員の皆様方には、ただただ心より感謝を申し上げる次第でございます。

浜田市長誕生によりまして、長年の懸案事項でございました株式会社扇山ゴルフ場、日田サテライト、開発ビル等々の問題を整理し、またさまざまな新しい事業にも着手し、鉄輪のまちづくり事業や別府駅周辺整備事業、さらには国体開催に向けました青山プールを初めとする施設整備など、一つずつ着実に実を結んでいるところでございます。また、この間、市長が推進しております「ONSENツーリズム」の事業につきましても、私も貴重な体験として携わせていただきましたことに対しまして、私も自分のこれからの糧にしたいというふうに思っております。

私の今の気持ちでございますが、一言で申し上げるのはなかなか難しいところでございますけれども、私は浅学非才の身でございましたが、ただ、自分に与えられました職務については一生懸命努めてきたつもりでございます。別府市の副市長として微力ながら自分を支えてこられたのも、別府市政に対する言葉に言い尽くせない愛着と、多くの先輩、同僚、そして後輩に恵まれたことであり、心より感謝をいたしております。

しかしながら、最近、体調にも変化を来し、思うように市長を補佐する副市長としての重責を担っていけるかどうか、不安に考えるようになりました。そういった考えの中で市長に退任の申し出をさせていただいた次第でございます。市長より、幾度となく慰留するようにと温かいお言葉をいただいたわけでございますけれども、自分自身で助役、そして副市長として2年間に過ぎるこの時期に、私の出处進退を明らかにし、自分自身で限界を感じている現在の立場で、これ以上職にとどまること自体が、今後の市政運営のためにも得策ではないという決意をし、市長に私の思いを尊重していただく中で、退任を承諾していただいたというような状況でございます。

私が、37年間という長い間勤務できましたのも、浜田市長を初め議員皆様方の温かい御指導と多くの職員のおかげでございます。心よりお礼を申し上げます。

今後は、一市民といたしまして市政に協力していきたいと思っております。何とぞ変わらぬ御高配のほどを、よろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、別府市議会の今後ますますの御発展と議員皆様方の御健勝・御活躍、そして別府市のさらなる飛躍・発展を衷心より祈念申し上げます、意は十分尽くせ

ませんけれども、私の退任のあいさつとさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。(拍手)

○議長(山本一成君) お諮りいたします。

以上で平成20年第2回市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成20年第2回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会